

第8章 災害復旧計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、道及び市町村は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものは、被災した施設及び設備について迅速、的確に被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推進し、全般的な早期復旧を図ることとして状況に応じて、次のとおり実施するものとする。

(1) 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図ったのち逐次全面的な復旧工事を実施する。

(2) 補強、改良復旧工事

応急資材による仮工事により復旧した施設、設備は、その後適切な補強及び改良工事を実施する。

(3) 緊急復旧工事

被害後速やかに復旧を図らなければ、更に被害が累加するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を講ずるものとする。

3 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、次の計画とする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川
 - ② 海岸
 - ③ 砂防設備
 - ④ 林地荒廃防止施設
 - ⑤ 地すべり防止施設
 - ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設
 - ⑦ 道路
 - ⑧ 港湾
 - ⑨ 漁港
 - ⑩ 下水道
 - ⑪ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

4 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

5 激甚災害に係る財政措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

6 応急金融等対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立直りを期するため応急金融等対策については、次のとおりとする。

- (1) 生活確保資金融資
 - ① 生活応急資金
 - ② 世帯更正のための災害援助資金、母子福祉資金及び寡婦福祉資金
 - ③ 災害援助資金

- (2) 被災者生活再建支援制度
 - ① 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律による被災者生活再建支援金の支給
- (3) 住宅確保資金融資
 - ① 災害復興住宅建設補修資金、一般住宅災害特別貸付金、住宅改良資金
 - ② 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の住宅資金
- (4) 農林業応急融資
 - ① 自作農維持資金法による自作農維持資金
 - ② 農林漁業金融公庫法による土地改良資金
 - ③ 天災融資法による融資
 - ④ 農林漁業金融公庫法による林業改良造成又は復旧資金、造林に必要な資金
- (5) 中小企業経営維持資金融資
 - ① 中小企業振興資金による災害資金

7 被災者援護計画

- (1) 罹災証明書の交付
 - ① 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
 - ② 町長は、地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
 - ③ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
 - ④ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
 - ⑤ 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
 - ⑥ 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。
- (2) 被災者台帳の作成
 - ① 町長は、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
 - ② 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 重化の被害その他町長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する理由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付状況	

- ③ 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- ④ 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (3) 台帳情報の利用及び提供
- ① 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- ② 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市町村長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- ③ 町長は、②の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は

申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。